

第四次川越市国際化基本計画

(素案)

平成 27 年 10 月 5 日版

平成 28 年 3 月

川 越 市

目 次

I	基本計画策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	4
4	国際化の現状と課題	5
II	これまでの取り組み	8
III	計画の基本方針	11
IV	施策の体系	17
V	施策の内容	
1	外国籍市民への支援の充実	18
(1)	外国籍市民への支援	18
(2)	外国籍市民への情報提供の充実	20
(3)	留学生の支援	22
2	国際感覚に優れた市民の育成	23
(1)	市民の人材育成	23
(2)	市民の人材活用	25
(3)	国際交流に係る市民団体等 との協力と連携	26
(4)	学校における国際化の推進	27
(5)	外国人観光客誘致による国際化の推進	28
3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	30
(1)	国際交流センターの充実	30
(2)	外国籍市民が活躍できる機会の提供	31
(3)	外国籍市民の要望や意見の聴取	32
4	姉妹・友好都市交流の充実	33
(1)	姉妹・友好都市との交流事業の充実	33
(2)	さまざまな地域との新たな交流の創出	35
VI	計画の指標	36

I 基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

近年、わが国における在留外国人数は増加しており、平成 26（2014）年末時点で約 212 万人となり、10 年前に比べて約 1.4 倍になっています。

本市においても、外国籍市民は平成 26（2014）年度末時点で約 5,500 人、出身国は約 80 か国で、人口の約 1.6%を占めています。また、市内 4 大学には約 1,100 人の留学生が学んでいます。

高度情報化・グローバル化の進展により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、人々の国際的な移動が更に活発化していくものと予想されます。また、東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催が近づくにつれ、外国人観光客の増加が予想されます。

このように、日本国内への外国人居住者や外国人観光客が増加する中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いや多様な価値観を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生を推し進める必要性が増しています。

また、本市は海外 3 都市（ドイツ・ヘッセン州・オッフエンバッハ市、アメリカ・オレゴン州・セーレム市、フランス・ブルゴーニュ州・オータン市）、国内 3 都市（福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村）と姉妹・友好都市提携し、文化・教育・青少年・スポーツ・経済などの分野で都市間交流を実施し、市民レベルでの国際交流・異文化交流を推進しています。

本市における外国籍の住民登録者数の推移



出典：川越市住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

(2) 趣旨

平成 18 年 3 月、国により「地域における多文化共生推進プラン」が策定され、地方公共団体に地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画を策定することが求められました。

また、埼玉県においては、平成 19 年 12 月に「埼玉県多文化共生推進プラン」が策定されました。その後見直しが行われ、平成 24 年 3 月には新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」が策定され、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を計画目標とし、多文化共生を積極的に推進しています。

本市においても、平成 11 年 3 月に「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18 年 3 月に「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23 年 3 月に「第三次川越市国際化基本計画」を策定し、さまざまな国際化施策を推進してきました。第三次川越市国際化基本計画では、「国際交流」と「国際協力」に加えて「地域における多文化共生」を大きな柱として施策を進めてまいりましたが、引き続き継続して取組を充実させて行く必要があるものも見受けられ、これらを踏まえながら、新たに「第四次川越市国際化基本計画」を策定するものです。

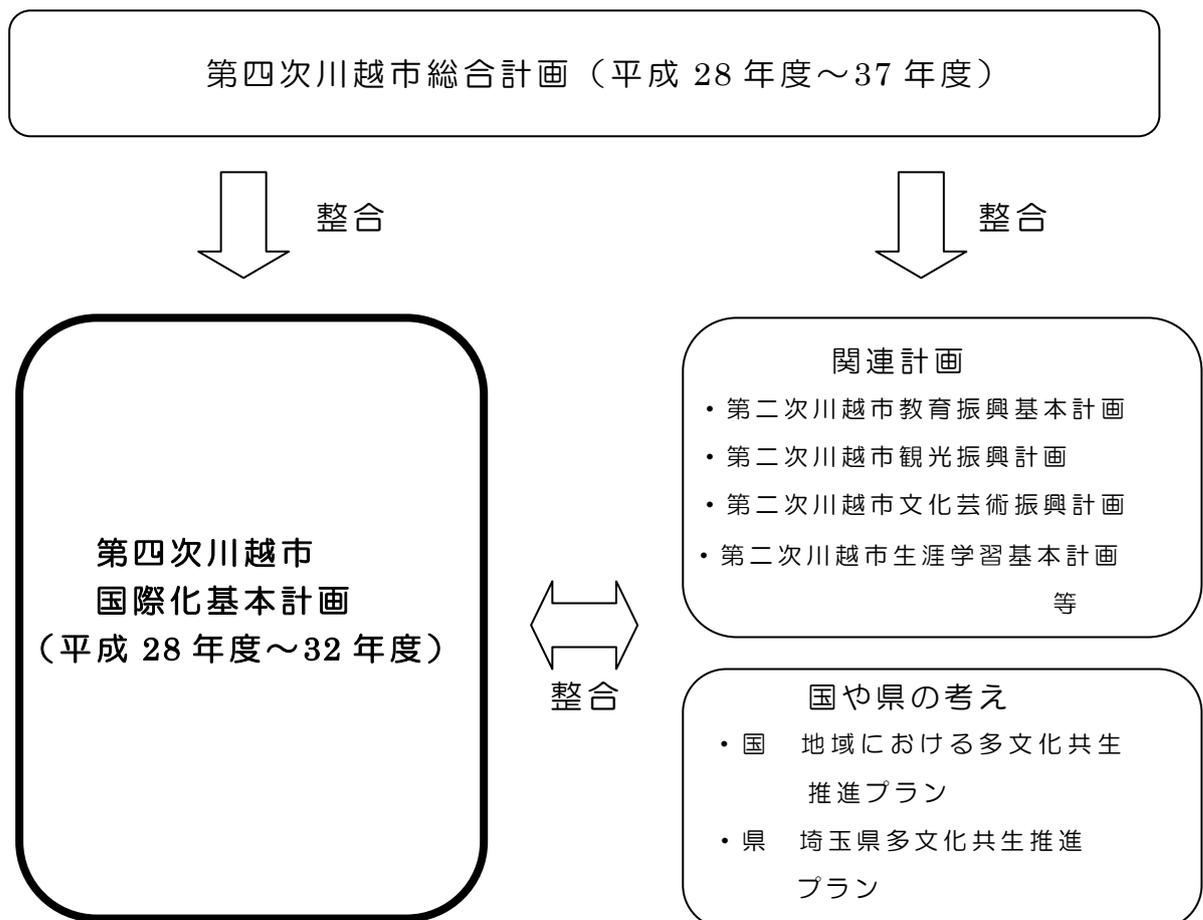
川越市における国際関係計画策定経緯

平成 11 年 3 月	川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画 (計画年度 平成 11 年度～平成 17 年度)
平成 18 年 3 月	第二次川越市国際化基本計画 (計画年度 平成 18 年度～平成 22 年度)
平成 23 年 3 月	第三次川越市国際化基本計画 (計画年度 平成 23 年度～平成 27 年度)

2 計画の位置付け

本計画は、本市の国際化についての方向性を明らかにし、長期的視野に立って総合的かつ計画的に事業を推進するための基本的な計画です。

また、第四次川越市総合計画を上位計画とし、国や県の計画及び本市の関連計画との整合を図りつつ策定します。



3 計画の期間

基本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 国際化の現状と課題

(1) グローバル化の進展と地球規模の問題の進行

経済や情報などのさまざまな分野でグローバル化が進展を続け、国内外の人々とのつながりや交流は、より緊密化、活発化しています。交通や情報通信技術の著しい進歩により、地球規模で人やものの移動が活発になるとともに、世界的な標準化（グローバル・スタンダード）が進むなど、今後さまざまな国や地域との交流や競争が一層増大すると予想されます。

また、このグローバル化の進展により、地球温暖化問題、人口問題、食糧問題、貧困問題、新たな感染症対策、自然災害、地域間紛争など、一国だけでは解決できない地球規模の課題が、次々と顕在化してきています。

私たちは自国のことばかりを優先するのではなく、更に世界的な視野に立って行動することが求められており、国際社会の一員として積極的に貢献していくことが重要になってきています。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の総人口は、平成 30（2018）年に、350,744 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、平成 37（2025）年には、347,020 人になると推計されています。

14 歳以下の年少人口は減少し、65 歳以上の高齢者人口が増加することが推計されています。

人口減少と少子高齢化の進行に対応した地域の国際化の取組を進めていくことが求められています。

(3) 外国籍市民の増加

本市に在住する外国籍市民は、平成 26（2014）年度末で約 5,500 人と全人口の約 1.6 %を占め、10 年前に比べて約 1.2 倍に増加しています。出身国も約 80 か国と広範囲に及んでおり、中国、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールといったアジア諸国のほかに、ブラジルやペルーなどの南米諸国の外国籍市民が多いのが特徴となっています。また、市内 4 大学には約 1,100 人の留学生が学んでいます。

外国籍市民の中には、言葉や文化の違いから地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人を見受けられるという問題があります。また、日本人市民の中には外国籍市民と距離を置いてしまう傾向も見られ、両者の間には、未だに大きな意識の違いがあるといえます。

これからも、すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められています。

(4) 外国人観光客の増加

日本を訪れた外国人観光客数は、平成 26（2014）年に過去最高の約 1,340 万人となっており、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32（2020）年に向けて、国はさまざまな施策により年間 2,000 万人を目指しています。

一方、本市への外国人観光客数は、平成 26（2014）年に約 77,000 人となっており、前年と比較して、約 32,000 人、71.1%の増加となっています。主な要因としては、ビザの発給要件緩和、消費税免税制度拡大のほか、アジア地域の経済成長に伴う旅行や出張等の海外需要の拡大などにより、日本全体の外国人観光客数が増加したことによるものと考えられます。東京オリンピックのゴルフ競技が本市で開催予定となっていることから、今後、更なる外国人観光客の増加が見込まれます。

外国人観光客の増加を契機として、交流機会の充実を図り、国際化を推進することが求められています。

(5) 姉妹・友好都市交流

本市は、海外 3 都市、国内 3 都市と姉妹・友好都市を提携し、文化・教育・スポーツ・経済など幅広い分野で交流事業を実施しています。交流事業は行政間の交流だけでなく、青少年や市民による相互交流も行われており、相互理解を深めています。

今後は、姉妹・友好都市に関する情報の周知を図り、より多くの市民が関わる事が出来る交流事業を実施する必要があります。また、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に新たな地域との、分野を特定した交流についても検討していく必要があります。

(6) 市民活動

さまざまな国や地域との交流を進めている市民交流団体の活動は、市民の国際感覚を啓発し、国際理解を深めています。また、ボランティアとして通訳・翻訳、外国籍市民に対する日本語指導、ホームステイ受け入れ家庭などに登録し、市民一人ひとりが国際交流に参画しています。

また、国際交流・協力に対する市民の意識向上を図る事業に対して、補助金などによる支援を行っていますが、今後も継続していく必要があります。

今後は、市民との協働の観点からも、市民が中心となった活動を積極的に支援していくことが求められます。

Ⅱ これまでの取り組み

本市では、平成 11 年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」や、平成 18 年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23 年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民や国際交流に関係する市民団体等と協働し地域の国際化施策を展開しています。

第三次国際化基本計画の基本目標

- 1 国際交流センターの充実
- 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり
- 3 行政の国際化
- 4 国際感覚に優れた市民の育成
- 5 姉妹都市交流の更なる充実

1 国際交流センターの充実

市民の国際化を推進する拠点施設として「川越市国際交流センター」を平成 14 年 7 月に整備し、平成 27 年 4 月にはフロア全体を国際交流関係施設として拡張するリニューアルを行いました。同センターには、研修室、外国籍市民相談室、交流スペース、インターネットコーナー、行政情報コーナーがあり、市民や国際交流に関係する市民団体等が、国際交流に関するさまざまな活動を市と協働して行っています。

また、快適な市民生活を確保するため、さまざまな悩みや問題に直面した外国籍市民をサポートするために「外国籍市民のための日本語教室」や「外国籍市民相談」を提供しています。

さらに、通訳・翻訳ボランティア、日本語ボランティアの各登録制度を整備し、市民の協力を得ながら国際交流を進めています。

2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり

地域社会の構成員である外国籍市民の声を行政施策に反映させ、多様性に富んだまちづくりを推進するために「川越市外国籍市民会議」を設置し、定期的に会議を開催し、テーマを決めて協議を重ねています。

また、主に情報不足から不安な日常生活を過ごしている外国籍市民への支援策として、5か国語による生活ガイドブックを作成し、市のホームページに掲載するなどして、必要な情報を提供しています。そして公共施設や案内板などに英語を併記するよう努めています。

さらに、多様な文化や歴史的背景を持つ外国籍市民の積極的な社会参画を促進させるため、外国籍市民国際人材ネットを整備し、小・中学校における国際理解教育などの講師として外国籍市民を活用し、相互理解の推進に努めています。

3 行政の国際化

外国籍市民にもわかりやすい情報を提供するため、市の広報から必要な記事を抜粋した英語版の「Koedo Kawagoe News」を発行しています。

また、留学生支援策として、「川越市国際交流センター」の受付業務を市内大学の留学生に提供しています。

さらに、明日の川越を担う青少年の国際理解を深め、国際社会において自分の意思を積極的に発言できる人材を育成するため、英語指導助手（AET）配置事業の充実に努めています。外国籍児童生徒に対しては、学校生活や授業における支援のため、日本語指導ボランティアや通訳・翻訳ボランティアの派遣事業を実施しています。

4 国際感覚に優れた市民の育成

地域の国際化を担う人材を育成するための講座を市内大学と連携を図りながら推進しています。また、市民に国際感覚を身に付けてもらうため、さまざまな語学や文化等を学ぶ、国際理解講座も開講しています。

さらに、地域の国際化を推進する市民団体を支援し、国際交流や国際協力などに関係する事業に対して、補助金を交付しています。

5 姉妹都市交流の更なる充実

本市は、川越市姉妹都市交流委員会と連携し、文化・教育・スポーツ・経済などの分野で交流事業を展開し、姉妹都市と友好を深めています。

特に、次世代を担う青少年の育成と国際理解を深めるため、市内ロータリークラブ等の支援を得て、毎年、中学生交流団を海外の姉妹都市へ派遣しています。

Ⅲ 計画の基本方針

1 基本理念

本市は、「第四次川越市総合計画」の将来都市像として「人がつながり、魅力あふれ、だれもが住み続けたいと思うまち 川越」とし、「教育・文化・スポーツ分野」における基本目標を「歴史と文化を感じながら、学びあい豊かな心を育むまち」としています。

そして、多文化共生と国際交流・協力の分野における方向性として、「国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます」としています。

これらを受けて、本市の国際化を推進する上での「基本理念」を次のように定めます。

すべての市民が暮らしやすい多文化共生の
まちづくり

2 基本目標

本市の国際化のために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 外国籍市民への支援の充実

基本目標2 国際感覚に優れた市民の育成

基本目標3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

基本目標4 姉妹・友好都市交流の充実

海外姉妹都市



基本目標 1 外国籍市民への支援の充実

外国籍市民は、言葉の問題や日常生活での悩みなどを抱えている方が多くいます。快適な市民生活を過ごせるように、日本語教室や市民相談を充実させるとともに、多言語による案内表示や情報提供を実施することで、海外からの来訪者や外国籍市民にとって、訪れやすく住みやすいまちづくりを目指します。

また、留学生は、未来からの親善大使と言われるほど、本市にとっては貴重な人材です。しかし、言葉や文化の違いから、地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人を見受けられます。本市滞在中に有益な経験ができるように留学生の支援に努めます。

(1) 外国籍市民への支援

(2) 外国籍市民への情報提供の充実

(3) 留学生の支援

基本目標 2 国際感覚に優れた市民の育成

東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催をきっかけに、市内の大学や海外勤務、留学等の経験のある市民と連携を図りながら、各種講座や研修会を実施するなど、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。

日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化への理解や相互扶助といったボランティア意識の向上に努めます。また、国際交流に関係する市民団体には支援の充実を図るとともに、連携して国際化の促進に努めます。

学校においては、未来を担う児童生徒のため、英語教育を充実させ、国際理解や世界と触れ合う機会の提供に努めます。

外国人観光客の誘致により、市民の外国人との交流機会を充実させ、国際感覚に優れた市民の育成を図ります。

(1) 市民の人材育成

(2) 市民の人材活用

(3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携

(4) 学校における国際化の推進

(5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

基本目標3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

多文化共生・国際交流を推進していくための拠点として、国際交流センターを活用し、外国籍市民との相互理解が深まるような事業への支援に努めます。

外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。また、外国籍市民会議を開催し、外国籍市民の意見や要望を把握するとともに、国際化施策への反映を図ります。

多文化共生社会を実現させるためには、全ての市民が、異なる文化を理解し、相互に尊重し助け合いながら共に生活することが大切です。そのためには、交流機会を充実させ、相互理解が深まるようにする必要があります。

- (1) 国際交流センターの充実
- (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
- (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

基本目標 4 姉妹・友好都市交流の充実

本市は、川越市姉妹都市交流委員会と連携し、国際交流や異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わることのできる交流事業の実施に努めます。また、次世代を担う青少年の相互派遣事業については、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。

さらに、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に新たな地域との「教育」や「文化」など、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

(2) さまざまな地域との新たな交流の創出

IV 施策の体系



- 1 外国籍市民への支援の充実
 - (1) 外国籍市民への支援
 - (2) 外国籍市民への情報提供の充実
 - (3) 留学生の支援

- 2 国際感覚に優れた市民の育成
 - (1) 市民の人材育成
 - (2) 市民の人材活用
 - (3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携
 - (4) 学校における国際化の推進
 - (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

- 3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
 - (1) 国際交流センターの充実
 - (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
 - (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

- 4 姉妹・友好都市交流の充実
 - (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実
 - (2) さまざまな地域との新たな交流の創出

V 施策の内容

1 外国籍市民への支援の充実

- (1) 外国籍市民への支援
- (2) 外国籍市民への情報提供の充実
- (3) 留学生の支援

1- (1) 外国籍市民への支援

日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援をするため、ボランティアによる日本語教室を一層充実していきます。また、市内文化施設と連携して外国籍市民を対象とした「日本語教室」に取り組んでいきます。

また、外国籍市民相談を開催し、日常生活において抱える悩みに対して適切な助言をし、快適な市民生活を過ごすことができるよう支援していきます。

外国籍市民の中には、日本語能力が十分でないため、日常生活に支障をきたしている場面が見受けられます。そのような場合の手助けとなるため、通訳・翻訳ボランティアの協力により外国籍市民を支援していきます。

さらに、外国籍市民の児童生徒への支援などにも力を入れていきます。

事業

① 日本語教室の開催

「言葉の壁」を乗り越え、快適な市民生活をおくることができるよう、ボランティアと連携して日本語教室を開催し、支援に努めます。また、市内文化施設で行われている「日本語教室」との連携を図り、日本語学習機会を増やします。

② 外国籍市民相談の開催

さまざまな問題や悩みを抱えて日常生活を送っている外国籍市民に適切な助言を提供するため、外国籍市民相談を開催します。また、財団法人埼玉県国際交流協会の9カ国語による相談事業と連携すると共に、相談事業の更なる周知を図り、多くの外国籍市民に利用してもらえるように努めます。

③ 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実に努めます。

④ 外国籍児童生徒等への学習支援

外国籍児童生徒等の中には、学校での授業の理解が難しい場合があります。国際交流センターでボランティアと連携した学習支援教室を開催し、外国籍児童生徒等への学習支援を図ります。

⑤ 学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合もあります。日本語指導、学校生活の適応指導の支援など日本語指導ボランティアの充実に努めます。

1－（2）外国籍市民への情報提供の充実

外国籍市民にとって、日常生活の中で抱く不安の多くは主に情報不足に起因しています。特に、結婚、出産、育児、就職、就学、保健、医療、防災などは必要不可欠な生活情報となっています。また、地域社会の中ではさまざまなルールを知らなければ、円滑なコミュニケーションを図ることができません。

そこで、多言語による情報提供の充実に努め、安心して市民生活を送ることができる環境を整備していきます。

また、外国籍市民にも使いやすい公共施設を目指し、案内板の多言語化を進めていきます。

事 業

① 広報外国語版の発行

外国籍市民にとって必要な行政情報を定期的に提供するため、翻訳ボランティアの協力を得て、広報紙から記事を抜粋した英語版の「Koedo Kawagoe News」を発行します。

② ホームページによる情報の提供

市公式ホームページにより、行政情報や生活情報を提供していますが、自動翻訳機能による多言語化や内容の充実を図ります。

また、小江戸川越観光協会と連携し、多言語での観光情報を提供していきます。

③ メール配信による情報の提供

外国籍市民に行政、生活、国際交流イベント等の情報を迅速に提供するため、メール配信を検討していきます。

④ 公共施設表示の多言語化

公共施設（市役所、クラッセ川越、保健所、ウェスタ川越など）の案内表示に英語併記を実施しました。今後は関係機関と協力し、駅、道路などの案内板についても多言語化を進めます。

⑤ 公共パンフレットの多言語化

ゴミ分別、図書館利用、観光などの公共パンフレットの更なる多言語化を進めます。

⑥ 災害時の支援

災害時、言語の点から配慮が必要とされている外国籍市民へ、避難所などで必要な情報を提供します。

また、通訳・翻訳ボランティアを利用した情報提供を検討していきます。

1－(3) 留学生の支援

留学生は未来からの親善大使と言われるほど、本市にとっては貴重な財産です。しかし、地域との交流を持たずに帰国してしまう留学生も少なくありません。本市滞在中に有益な経験ができるような体制を整備することにより、その体験を後の人生や社会の中で生かしてもらうよう留学生を支援します。

また、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取り組みを検討します。

事 業

① 国際交流センター受付業務

市内の大学から留学生の派遣を受け、国際交流センター受付業務を提供しています。更に多くの留学生の参加を得るよう充実を図ります。

② 留学生も含めたインターンシップ制度

大学生が教育の一環として行う職場体験に留学生が参加しやすくなる体制づくりを検討します。

③ 留学生の就職支援

市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

2 国際感覚に優れた市民の育成

- (1) 市民の人材育成
- (2) 市民の人材活用
- (3) 国際交流に係る市民団体等との協力と連携
- (4) 学校における国際化の推進
- (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

2- (1) 市民の人材育成

本市には、企業の海外勤務経験者、帰国子女、教員、外国籍市民、留学生などさまざまな経歴を有する市民が数多く居住しています。こうした優れた人材を発掘し、地域の国際化の担い手となるように、市民の人材育成に努めます。

市内大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。また、市職員に対し、国際感覚の向上を図るための研修を取り入れていきます。

本市には年間約 650 万人もの観光客が訪れ、この中には多くの外国人も見受けられます。外国人にとって魅力のある市になるよう、おもてなしの心を持って、さまざまな言語で市内を案内する、観光ガイドボランティアを育成していきます。

事 業

① 日本語指導員の育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成するため、市内大学等との連携を図り、日本語指導員養成講座を開講します。

また、すでに日本語指導ボランティアとして活動している市民に対して、スキルアップのための研修を実施します。

② 国際理解講座の開催

市民に国際感覚を身に付けてもらうため、語学やささまざまな国の歴史や文化等を学ぶ講座を開講するなど、市民の学習機会を増やします。

③ 国際化に対応した職員の育成

職員に対する外国語講座の実施や海外姉妹都市への派遣などを通じて、国際化への意識を高めていきます。

④ 多言語による観光ガイドボランティアの育成

外国籍市民の協力を得て、今後増加が見込まれる外国人観光客に対し、多言語で市内を案内する観光ガイドボランティアの育成に努めます。

2－（2）市民の人材活用

外国籍市民の中には、日本語能力が十分でないため、日常生活に支障をきたしている場面が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、多くの市民の協力を得て「川越市日本語ボランティア」と「川越市通訳・翻訳ボランティア」の登録制度により、日本人市民の人材を活用し、外国籍市民を支援しています。こうしたボランティア活動の一層の周知を図り、参加者の拡大に引き続き努めます。

事業

① 日本語ボランティア登録制度の活用

外国籍市民に日本語指導をするボランティアの登録制度の周知を図り、多くの外国籍市民への支援ができるように、ボランティア体制の充実を図ります。

② 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実を図ります。

③ ボランティア活動機会の創出

登録ボランティア（日本語、通訳・翻訳）の活動機会の充実を図るとともに、ボランティアの資質向上のために、研修を実施します。また、登録したボランティアが協力できるような体制について検討します。

2－（3）国際交流に係る市民団体等との協力と連携

市内には、国際交流や国際協力に取り組む市民団体、外国籍市民を支援する市民団体などが活動を展開し、さまざまな取組で地域における国際化を進めています。こうした市民団体を把握するため、登録制度を構築していきます。また、地域の国際化に貢献する市民団体に対して、積極的に支援をしていきます。

外国籍市民が地域社会の活動に気軽に参加できるよう、自治会などの地域コミュニティとの連携にも取り組んでいきます。

また、市内や県内の大学や関係機関との連携事業にも積極的に取り組んでいきます。

事業

① 国際交流に係る市民団体などへの支援

国際交流・協力に対する市民の意識向上を図る事業に対して、補助金などによる支援を行っていきます。

② 国際交流に係る市民団体などの登録制度の整備と連携

市内で活動している国際交流に係る市民団体を登録し、活動内容などを把握するシステムを構築していきます。また、それら団体との協働や連携を推進していきます。

③ 地域コミュニティとの連携

外国籍市民へ地域社会での共生に必要なルールを紹介し、さまざまな活動（自治会、子ども会、運動会など）への参加を促し、相互理解を推進します。また、外国籍市民と地域コミュニティとの交流を支援していきます。

④ 他機関との連携

これまで「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク」、
「財団法人埼玉県国際交流協会」及び「埼玉県留学生交流推進協議会」などの、県等の事業に積極的に協力しています。今後も、県、財団法人埼玉県国際交流協会及び市内大学との協力関係を継続し、連携していきます。

2－（4）学校における国際化の推進

本市の未来を担う児童生徒に、英語指導助手を通じて英語教育の充実を図るとともに、国際理解や世界と触れ合う機会を提供していきます。

また、外国籍市民の増加に伴い、学校には多くの外国籍児童生徒等が就学しています。こうした児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合が見受けられます。市民ボランティアと連携して、日本語指導や学校生活への適応指導などの支援をしていきます。

事業

① 英語指導助手（AET）配置事業の充実

グローバル化に対応し、児童生徒に英語によるコミュニケーション能力を育成するため、小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手の充実を図ります。

② 小学校・中学校英語教育の充実

児童生徒の英語力の強化を目指し、英語科教員の指導体制を強化し、教員の指導力向上および外部人材の活用促進を図ります。

③ 国際理解教育の推進

児童生徒に対する国際理解教育を一層充実させ、世界と触れ合う機会を提供します。

④ 学校での外国籍児童生徒等への支援（再掲）

外国籍児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合もあります。日本語指導、学校生活の適応指導の支援など日本語指導ボランティアの充実を図ります。

2－（5）外国人観光客誘致による国際化の推進

本市は、歴史的な観光資源と都心からの交通利便性に恵まれ、年間約 650 万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光地となっています。この中には、多くの外国人も見受けられます。

外国人が気楽に川越を訪れ、自由に町歩きを楽しむことができるような町を演出するとともに、国内外へ向けた情報発信力の強化を図ります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたインバウンド事業を推進するとともに、国際感覚に優れた市民の育成などによる地域の国際化を推進します。

事 業

① 外国人観光客の誘致に向けた情報発信

パンフレット、ホームページ等の多言語による外国人観光客に向けた情報発信に努めます。

また、外国人観光客の目線にそった形で川越の魅力や東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する情報発信に努めます。

② 外国人観光客の受入環境の整備

外国人観光客向けに、無料で利用できる無線 LAN スポットの整備を推進します。また、多言語による観光サインやピクトグラムを設置を図ります。

③ 多言語による観光ガイドボランティアの育成（再掲）

外国籍市民の協力を得て、今後増加が見込まれる外国人観光客に対し、多言語で市内を案内する観光ガイドボランティアの育成に努めます。

④ 観光案内所での多言語による案内サービスの充実

外国人観光客に対して適切な観光案内を提供するため、多言語による情報提供とさまざまな案内サービスの充実を図ります。

⑤ 外国人観光客と市民との交流の場の創出

地域の国際化、異文化理解を図るため、外国人観光客と市民が交流できるような機会の創出に努めます。

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

- (1) 国際交流センターの充実
- (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
- (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

3- (1) 国際交流センターの充実

多文化共生・国際交流の推進拠点として、また、外国籍市民、日本人市民ともに、日常かつ気軽に訪問でき、互いに交流できる施設として「川越市国際交流センター」があります。

外国籍市民のための日本語教室や外国籍市民相談を始め、さまざまな事業を開催し、外国籍市民と日本人市民の交流機会の充実を図ります。

また、インターネット端末、外国語新聞や国際交流に関する資料を設置し、外国籍市民が必要とする情報を提供します。

外国籍市民をはじめ、より多くの市民の方々に利用していただくため、国際交流センターでの事業内容を充実させ、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりを推進します。

事業

① 交流機会の充実

国際交流センターでは、日本語教室、市民相談を始め、さまざまな事業を開催し、外国籍市民と日本人市民の交流機会の充実を図ります。

② 多文化共生・国際交流に係わるイベント等の支援

市民団体等が開催する多文化共生や国際交流に係るイベント等を支援し、地域の国際化を推進します。

③ 多言語による情報提供

外国籍市民にとって、必要な行政情報を国際交流センターで提供していますが、さらにその内容の充実に努めます。

また、インターネット端末等を利用して、外国籍市民が情報を得やすい環境を整えます。

3－（2）外国籍市民が活躍できる機会の提供

現在、市内には世界のさまざまな国や地域から来た、外国籍市民が生活しています。外国籍市民の中には、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動など、地域でのさまざまな活動に参加する意欲を持った方が多くいます。また、日本人市民も異なる文化や言語に触れることで、より広い視野と豊かな国際感覚を身に付けることができます。

外国籍市民が活躍できる機会の提供に努め、地域の国際化、異文化理解を推進し、共に生きる多文化共生社会の実現に努めます。

事 業

① 外国籍市民国際人材ネット（K-Net）の充実

学校や公民館での各種講座の際に外国籍市民を紹介する制度の周知を図り、より多くの外国籍市民が活躍できる機会を提供します。

② 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実を図ります。

③ 国際文化を紹介する講座等の実施

外国籍市民が講師となり、出身国の文化（歴史、習慣、料理など）を紹介する講座やイベントを実施するなど、市民の国際理解の推進に努めます。

3－（3）外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民にも暮らしやすいまちにするには、外国籍市民の多様な意見をくみ取り、課題を明確にする必要があります。

そこで、平成 11 年 12 月に、外国籍市民の意見や提案を行政に反映するシステムとして「川越市外国籍市民会議」を設置しました。市民会議をはじめさまざまな施策により外国籍市民の視点を市政に取り入れ、多様性に富んだまちづくりを推進していきます。

事 業

① 外国籍市民会議の開催

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努めます。

② 各種審議会等への外国籍市民の登用

国際化時代にふさわしい多様性に富んだ開かれた社会を築くため、外国籍市民の市政参画について検討します。

③ 外国籍市民意識調査の実施

市民生活を快適なものにするため、外国籍市民の率直な意見を聴取し、課題を明らかにします。

4 姉妹・友好都市交流の充実

- (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実
- (2) さまざまな地域との新たな交流の創出

4-1 (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

本市は、海外 3 都市、国内 3 都市と姉妹・友好都市提携しています。

姉妹・友好都市提携以来、市民が中心となった姉妹・友好都市交流を推進するため、川越市姉妹都市交流委員会を設置しました。あらゆる分野での姉妹・友好都市交流を一層発展させるため、川越市姉妹都市交流委員会との連携を図り、支援します。

姉妹・友好都市との交流協力関係を深めるため、次世代を担う青少年の相互派遣事業を実施するとともに、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。また、多文化共生に向けた異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わることのできる交流事業の実施に努めます。

事 業

① 川越市姉妹都市交流委員会への支援

これまでの姉妹・友好都市交流の実績を踏まえ、さらに、さまざまな分野での市民交流の充実を図るため、川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。

② 中学生交流団などの相互派遣事業の実施

本市の次代を担う中学生の国際理解を深めるため、姉妹・友好都市へ毎年派遣していきます。また、姉妹・友好都市からの青少年交流団の受入れ時には、ホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わることのできる交流事業の実施に努めます。

③ 姉妹都市の活用

小中学校、市立高等学校及び特別支援学校における外国語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、海外姉妹都市の協力による KET（川越市姉妹都市交流事業により招致された英語指導助手）の採用を実施していきます。

④ ビジネス研修生交換プログラムへの協力

川越商工会議所とオッフェンバッハ商工会議所間の交流事業として実施しているビジネス研修生交換プログラムに協力していきます。

⑤ 国際交流に関係する市民団体が行う事業に協力

姉妹・友好都市との交流事業を実施する市民団体への支援、協力を努めます。

4－（2）さまざまな地域との新たな交流の創出

グローバル化の進展により私たちの周囲に暮らす外国籍市民の中にも、さまざまな国や地域の出身者が増加しています。

こうした状況の中で、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に、新たな地域と「教育」や「文化」など、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

事 業

①さまざまな地域の文化等について学ぶ機会の充実

外国籍市民や留学生を通して、さまざまな国の文化や伝統について学ぶ機会を創出します。

②新たな地域との交流

姉妹・友好都市とは別に新たな地域との、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

VI 計画の指標

本計画の達成状況を確認する指標として、以下の指標を設定します。

【計画の指標】

	指 標	単 位	現在値 (H26)	目標値 (H32)
1	日本語教室参加者数	人	3,373	3,900
2	ボランティア活動者数	人	2,666	3,000
3	国際交流センター利用者数	人	16,855	18,000

※日本語教室参加者数（人）

国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の年間参加者延べ人数。

※ボランティア活動者数（人）

国際交流センターで実施する日本語教室、外国籍市民を支援するボランティア事業及び通訳・翻訳ボランティア、外国籍市民国際人材ネットの年間ボランティア活動者延べ人数。

※国際交流センター利用者数（人）

川越市国際交流センターの年間利用者延べ人数。

資 料

- 1 第四次川越市国際化基本計画審議会委員名簿
- 2 第四次川越市国際化基本計画審議会策定の経緯
- 3 第四次川越市国際化基本計画審議会条例